

3 東京漁調第102号  
令和3年12月24日

一般社団法人全日本釣り団体協議会会長 殿

東京海区漁業調整委員会  
会長 有元 貴文  
(公印省略)

東京海区漁業調整委員会指示について（通知）

このことについて、漁業法第120条第1項の規定により下記のとおり指示しましたので、  
ご了知願います。

記

東京漁調指示第11号 東京海区における遊漁者によるひき縄釣の制限

※「東京都公報」写し（抜粋）参照

東京海区漁業調整委員会事務局  
電話 03-5320-4852(直通)

